議案第１０号

調布市文化財の指定について

上記の議案を提出する。

令和５年　２　月２４日

提出者　調布市教育委員会
教育長　大和田　正　治

提案理由

調布市文化財保護条例第４条の規定により，市文化財の指定を行うため，提案するものであります。

調布市文化財の指定について

次の資料を調布市文化財に指定する。

1　文化財の名称

黄檗版大般若波羅蜜多経（おうばくばんだいはんにゃはらみたきょう）

2　員数

６１５巻　及び収納箱１２箱

3　指定の種別

調布市指定有形文化財（歴史資料）

4　所有者

宗教法人 深大寺

5　所在地

調布市深大寺元町５丁目１５番１

6　管理責任者

宗教法人 深大寺 代表役員　張堂興昭

7　製作年代

江戸時代中期～明治

8　指定理由等

別紙「調布市文化財指定理由説明書」のとおり

調布市文化財指定理由説明書

一・名称（ふりがな）　黄檗版大般若波羅蜜多経（おうばくばんだいはんにゃはらみたきょう）

二・員数　六一五巻　及び収納箱一二箱

三・指定の種別　有形文化財（歴史資料）

四・所有者　宗教法人深大寺６

五・所在地　調布市深大寺元町五丁目一五―一

六・制作年代　江戸時代中期～明治

七・形状

深大寺が所蔵する「大般若波羅蜜多経（だいはんにゃはらみたきょう）」（以下「大般若経」とする）は、いわゆる黄檗版と呼ばれるものである。深大寺では毎年一〇月、深沙大王堂において大般若経転読会が行われており、本経典はこの法要で実際に転読に用いられている。

『大般若経』は、一〇巻を一帙として、計六〇帙、六〇〇巻から成るが、深大寺所蔵の本経典は、全六〇〇巻のうち七〇巻が欠けており、五三〇巻が残されている。また、重複するものが八五巻あり、総巻数は六一五巻を数える（別紙集計表を参照）。毎年行われる転読会で用いられる『大般若経』は、破損すれば補充されるのが常だが、何らかの理由で、破損した巻が補充されなかったか、補充されたが破損した巻が廃棄されなかった結果、欠巻や重複が生じたものと思われる。

【装丁】

折本装（五行一折）

【法量】

「大般若波羅蜜多経」巻第二を例として挙げる。

本紙縦　二六・七cm

本紙横　全長　七二一・七cm

第一紙　三二・五cm
第二紙　三二・六cm
第三紙　三二・六cm
第四紙　三二・四cm
第五紙　三二・四cm
第六紙　三二・三cm
第七紙　三二・三cm
第八紙　三二・五cm
第九紙　三二・三cm
第一〇紙　三二・四cm
第一一紙　三二・五cm
第一二紙　三二・四cm
第一三紙　三二・五cm
第一四紙　三二・七cm
第一五紙　三二・六cm
第一六紙　三二・四cm
第一七紙　三二・四cm
第一八紙　三二・四cm
第一九紙　三二・四cm
第二〇紙　三二・五cm
第二一紙　三二・三cm
第二二紙（見返裏）　三二・三cm
見返表　一五・七cm

一紙二〇行、一行二〇字を数える。

八・説明

【解説】

深大寺に現存する六〇〇巻（重複するものもあり実際は六一五巻現存）からなる『大般若波羅蜜多経』（以下『大般若経』と略す）は、いわゆる黄檗版といわれる江戸時代に開板された版本である。黄檗版は、江戸時代、黄檗宗の鉄眼道光（一六二九～八二）が、鉄眼の師僧である中国（明）の隠元から与えられた万暦版（楞厳寺版）の一切経（大蔵経）に寛文九年（一六六九）から天和元年（一六八一）までの期間を費やして訓点等を加えて開板した六九五六巻からなる一切経（大蔵経）で、別称として「鉄眼版」とも言われている。黄檗版一切経として開板された六九五六巻からなる版本のなかで、『大般若経』のみが深大寺に奉納された。

明治以前の日本では、仏教と神道は一体で信仰されていた（神仏習合）。深大寺境内には深沙大王堂があり水の神である深沙大王を現在でも祀っている。さらに、深沙大王堂では、神仏習合を賛嘆する仏教の法要である『十六善神画像』を本尊とした「大般若経転読会」という法要が現在でも毎年行われている。『大般若経』六〇〇巻の巻第一には十六善神の挿絵が巻頭にあり、仏と神を祀る神仏習合した寺院にとって、『大般若経』は非常に重要な経典であることが指摘できる。「大般若経転読会」の本尊『十六善神画像』の図像の内容は次のようである。『大般若経』の訳者でもある玄奘三蔵は、中国の皇帝の命で天竺から仏典を持ち帰る途中、異国の神であった深沙大王に行く手を阻まれた。しかし、深沙大王は玄奘に説き伏せられ、それ以後、深沙大王をはじめ彼の眷属であった十六善神らの神々が仏教に帰依し仏の守護神になると約束したというのである。深大寺は境内に深沙大王を祀っているので同寺の神仏習合を考える上では「大般若経転読会」は重要な法要であった。深大寺では、毎年大般若経転読会で、『大般若経』六〇〇巻の転読を行っており、この法要で転読に用いられていたのが黄檗版の『大般若経』である。

また、『大般若経』には享保八年（一七二三）から明治二年（一八六九）までの寄進者の墨書が多くみられ、調布市を中心に多摩川周辺地域（現在の狛江市、府中市、稲城市、川崎市）の人々から深大寺が信仰されていたことがわかる江戸時代後期の貴重な資料である。

九・保存状況

一〇巻ずつ帙にまとめて、五帙（五〇巻）ごと木製収納箱に納め、保管している。

一〇・指定理由

一・深大寺で「大般若経転読会」がいつから始まったのかは明らかでないが、深大寺「五十二代院主」長弁が記した『私案抄』には、永徳三年（一三八三）二月一八日付「深大寺深沙大王宝前の願文」、至徳元年（一三八四）六月一八日付「深大寺十六善神画像の施入帳」、明徳二年（一三九一）正月日付「深大寺深沙大王宝前の願文の表白」の記述があることや、年月日未詳ながら「大般若経転読の意趣書」が所収されていることから、南北朝時代から行われてきたことが確認できる。本経典は、享保八年（一七二三）から「大般若経転読会」で用いられたものである。

二・『大般若経』には多くの寄進者による墨書がみられる。具体的に市内は①上給村（調布市染地）、②国領宿（調布市国領町）、③上石原宿（調布市上石原）、④飛田給村・上飛田給村（調布市飛田給）、⑤下石原（調布市下石原）、⑥国領下町（調布市国領町）、⑦下布田宿（調布市布田）である。市外は、⑧和泉村（東京都狛江市）、⑨猪（緒）方村（東京都狛江市）、⑩押立村（東京都府中市）、⑪押立散家（東京都稲城市）、⑫五反田村（神奈川県川崎市多摩区）、⑬上菅生村（川崎市多摩区）、⑭登戸村（川崎市多摩区）、⑮下保谷村（東京都西東京市）である。これらの墨書は調布市及び周辺地域の貴重な歴史資料である

一一・指定基準

「調布市文化財指定基準」

第一　調布市指定有形文化財

六　歴史資料

（一）　政治，経済，社会，文化等歴史上の各分野における重要な事象に関する遺品のうち地域的又は学術的価値の高いもの

大般若経典集計表（20200209 作成）

木箱	冊数	欠冊数	ダブリ（木箱三/六/七の上）	備考
一	５０	なし	６ (22、22、24-27)	22 は２冊ダブリ
二	３７	１３ (61-70、91、97-98)	なし	
三	５０	なし	３９ (101、103-110、121-150)	
四	５０	なし	３９ (151-160、172-200)	
五	３９	１１ (219、221-230)	なし	
六	４６	４ (273、279-280、294)	なし	
七	５０	なし	なし	
八	３１	１９ (355、358、362、364-366、370-372、381-390)	１ (353)	
九	３１	１１ (401-410、437)	なし	
十	５０	８ (443-450)	なし	
十一	４８	２ (501、537)	なし	
十二	４８	２ (580、586)	なし	
計	５３０	７０	８５	
総冊数	６１５ (530+85)			

1. 保存状況（収納箱）

2. 保存状況（収納箱開放）

3. 収納箱（箱第一）

4. 帙（巻第一～第十）

5. 巻第一　表紙

6. 巻第一　表紙見返　墨書

7. 巻第一　巻頭「釈迦三尊十六善神図」

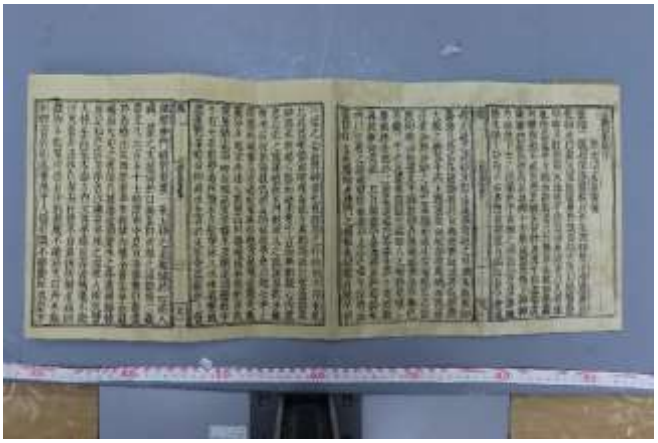

8. 巻第一　第一紙・第二紙

9. 巻第一　見返裏　墨書

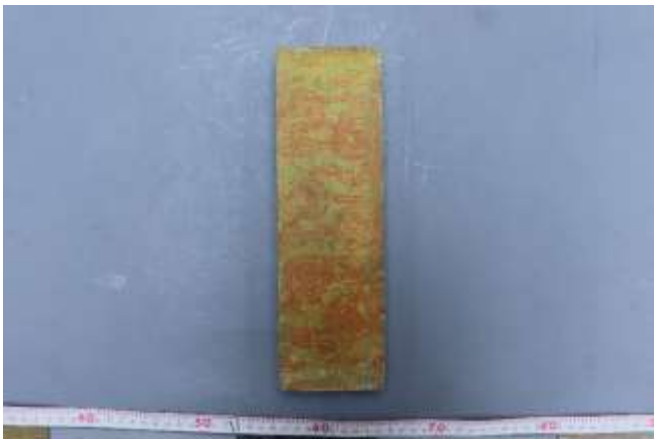

10. 巻第一　裏表紙

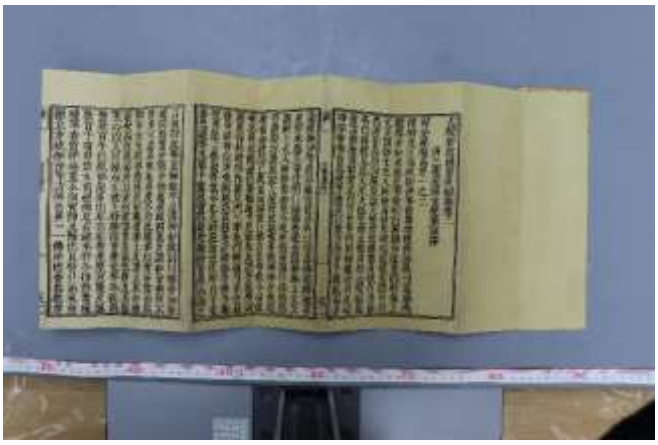

11. 巻第二　巻頭

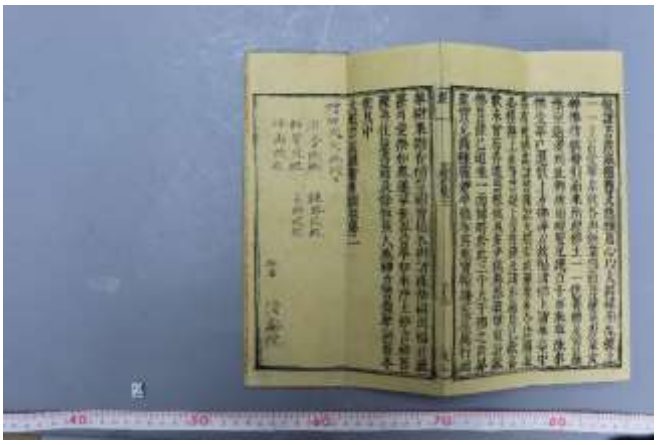

12. 巻第二　見返裏　墨書